



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 18 日 (火)
第 7 9 7 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定施業要件の変更予定 (165) (森林保全課) 2 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (166) (水産課) 2 一般国道の区域の変更 (167) (道路企画課) 3 県営土地改良事業計画の変更 (168) (道路建設課) 3 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (169) (西部総合事務所県民局) 4 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (170) (〃) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (5) 5
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (5) (教育総務課) 5
◇ 公 告	鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (八頭総合事務所農林局) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 6 随意契約による相手方の決定 (〃) 9
◇ 正 誤	平成 20 年 2 月 22 日付鳥取県告示第 85 号中訂正 9 平成 19 年 3 月 30 日付鳥取県病院局管理規程第 3 号中訂正 9

告 示

鳥取県告示第 165 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町茶屋字コブシ谷260の2から260の4まで、字岩貝ノ一261、262の1、262の2、264、字鉦林313の2、314、字鉄穴山336の1、336の2、字バンザガ谷337の1、337の3、字峠ノ前338の1から338の3まで、339の1から339の7まで、339の9、字ツユゲ塔340、字樋ヶ峠341、342、字塩ノ木343、字菅谷隠地433の2、434の1、434の3から434の8まで、434の10から434の13まで、434の15から434の18まで、434の21から434の25まで、434の27、字宮本林436の2から436の5まで、字魚切原2831から2834まで、2837、字阿多山2839から2845まで、字木呂抜2846、2847（次の図に示す部分に限る。）、2847の1、2848・字塗田原2849・字ニタ松2850（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2851、字鉄鑄谷奥2859、字鉄鑄谷2860の1から2860の4まで、佐木谷字本谷奥山492、字左り滝山742の1から742の3まで、743、字右滝奥山744、字高日向ヨリ右滝山745の1から745の5まで、746の1、746の2、字岩平山766の1、766の3、字岩平右山767の1、767の2、字鉄クソ谷山768の1、768の4、字打道山769の1、769の5、769の6、770の1、字糠頭下モ折口山935、936、字上ミ折口山937、字河原ノ上手山938の1、939、940、字ウナリ松ノ下モ941、942、字ウナリ松家ノ上手山969、970の1、971の1、字ウナリ松家ノ上手972、974、字小長塔山995、996の2、997、字大長塔山1003、字石仏山1004の1、1005の1、字タワ塔山1006の1、字峠山1007の1、1007の3、1008の1、字沢田ヶ塔山1009、字沢田ヶ塔ヨリ本床山1010の1、字桜床山1029、1030の1から1030の3まで、字河原向山1031、字蛇ノボラズ山1032から1036まで、字焼鉦床山1037から1039まで、字焼鉦谷左リコツトイノクソ山1041、1042、字焼鉦本谷奥山1043、字焼鉦奥山1044、1045、字焼鉦奥右ノ谷左平山1046から1048まで、字穴ヶ峠山1049、1050、福寿実字小堤谷山665の1、字虫尾山1345の3、1345の5から1345の13まで、1345の16、1345の17、1345の44から1345の59まで、1345の61から1345の65まで、1345の68、1345の71、宝谷字東阿太上1435の1、1435の4、1437の1から1437の18まで、1438、1439の1から1439の3まで、1439の6、字西阿太上1502の1から1502の4まで、1503から1507まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 166 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
田後加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち沖合底びき網漁業、中型いか釣り漁業及び小型いか釣り漁業以外の漁業
鳥取網代加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち沖合底びき網漁業、小型いか釣り漁業及び小型定置漁業以外の漁業
鳥取福部加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業
鳥取賀露加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち沖合底びき網漁業以外の漁業
鳥取御来屋加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第 167 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
431号	境港市上道町2276地先から同市福定町1820地先まで	変更前	20.1～38.0	1,331.0
		変更後	22.7～48.0	1,331.0

鳥取県告示第 168 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業淀江地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成20年3月18日から同年4月7日まで

3 縦覧に供する場所

米子市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第 169 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年5月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成20年3月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とっとり・トラベルボランティア・ネットワーク

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

長谷川 泰二

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

西伯郡南部町池野553-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障がい者を有する人や、配慮が必要な高齢者その他の社会的な障壁等の何らかの要因により支援を必要とする方々に対して、まごころのこもった旅への相談サービスや障がいの状況に応じた旅行の支援活動に関する事業を行い、その貴重な旅を通してすべての人々が、人間として生きる喜びや新たなチャンスを創り出す機会として夢を適えることができる心豊かなやさしい社会の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第 170 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成20年4月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成20年2月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まちなかこもんず

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

井上 徹

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市東倉吉町57

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域住民・団体と連携・協働し、地域の資源を活かしコミュニティ・ビジネスの手法を通じた地域活性化を目的とした事業の開発コーディネート及び運営を行い、米子市中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

理事定数の変更

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第5号

平成 20 年第 3 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

1 日時 平成 20 年 3 月 19 日（水） 午後 1 時 40 分

2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員室

3 議題

- (1) 平成20年度明るい選挙推進運動要領について
- (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第5号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

1 日時 平成 20 年 3 月 20 日（木） 午前 10 時～

2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

- (1) 平成 20 年 4 月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について
- (2) その他

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成 17 年鳥取県条例第 96 号）第 16 条の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開 発 行 為 を 行 う 土 地 の 所 在 地	開 発 行 為 の 目 的	土地の面積			開 発 行 為 の 工 期	開 発 行 為 の 許 可 年 月 日
				開 発 事 業 区 域 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積		
株式会社松田 組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八 頭町郡家 636-5	八頭郡 八頭町 篠波地 内	真砂土 の採取	3.6155 ヘクタ ール	6.2287 ヘクタ ール	6.2715 ヘクタ ール	平成 20 年 3 月 3 日 から平成 23 年 3 月 2 日まで	平成 20 年 3 月 3 日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

既設の磁気共鳴画像撮影装置の機能向上に係る機器 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成 20 年 5 月 12 日

(4) 納入場所

鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院

(5) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有

するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 3 月 19 (水) 午後 4 時まで 4 の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成 20 年 3 月 18 日 (火) から同月 28 日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号)第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに鳥取県立中央病院長が指定する場所に確実に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271 (内線 2209)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成 20 年 3 月 18 日 (火) から同月 25 日 (火) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/chuoubyouin/>) から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成 20 年 3 月 18 日 (火) から同月 25 日 (火) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 20 年 3 月 28 日 (金) 午後 3 時 (ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前 10 時とする。)

イ 場所

鳥取県立中央病院大会議室(本館 1 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成 20 年 3 月 25 日(火)午後 5 時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。)第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県営病院事業管理者が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号)第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した物品に係る平成 20 年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :The grade up of the present Magnetic Resonance Imaging system, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 25 march, 2008

(3) Date and Time for the submission of tenders : 3:00 PM 28 March, 2008

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 28 March, 2008

(4) Please contact for notice:Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Central Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2209

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立厚生病院臨床検査業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成 20 年 2 月 20 日 |
| 4 契約者の名称及び所在地 | 株式会社保健科学研究所
神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町 106 |
| 5 契約金額 | 43,681,100 円（ただし、各検査項目ごとの契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計額であり、消費税及び地方消費税の額を除く。） |
| 6 随意契約による理由 | 再度の入札に付したが、落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局総務企画課
倉吉市東昭和町 150 |

正 誤

平成 20 年 2 月 22 日付鳥取県告示第 85 号（保安林の解除予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2

行 下から 7

誤 字スマケ途 377、379 の 1

正 字スマケ途 377・379 の 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

頁 2

行 下から 3

誤 公益上の理由（道路用地）

正 公益上の理由（道路用地）

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成 19 年 3 月 30 日公布の鳥取県病院局管理規程第 3 号（鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁

欄

行

誤

正

10

左欄

下から 17

病院局

病院